

諮問庁：国立大学法人三重大学

諮問日：令和2年9月4日（令和2年（独情）諮問第35号）

答申日：令和3年2月22日（令和2年度（独情）答申第41号）

事件名：特定学部学業優秀学生表彰制度による特定年度特定学科の表彰者の学業成績原簿の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

学業成績原簿（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年6月23日付け三大総第5号により、国立大学法人三重大学（以下「三重大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、評価が開示されていないため開示請求した文書がどうか判断できないので、該当する文書であると判断できる開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 科目名，単位，評価，年度，学期は，教官の職務の遂行に関する情報であり，法5条1号ハに該当し，開示すべきである。

イ 科目名，単位，評価，年度，学期は，氏名，生年月日，学籍番号等を不開示にすれば，特定の個人を識別することはできず，それらの情報を開示しても当該個人の権利利益を害するおそれがないので，法6条2項の規定を適用し開示すべきである。

（2）意見書

ア 開示請求に至る経緯

特定学部においては，学業優秀学生表彰者制度により，学科ごとに3年次及び卒業時に対象者の表彰を行っている（要件等については，別紙1を参照してください。）（別紙は省略。以下同じ。）。特定学科について，卒業時の表彰における表彰要件である「極めて優秀な学業の成果を挙げ，高い評価を受けた者」について，具体的にどの

程度の評価を受けているのかを確認したかったため開示請求に至ったものである。

なお、HP上は、特定学科について対象者が3名と記載されているが、開示の際の特定学部の担当者によれば、実際は6名を対象にしているとのことである。開示対象文書が60枚弱に及ぶのはそのためである。

イ 審査請求の趣旨及び理由

- (ア) 審査請求の趣旨は、評価が全く開示されていないため開示請求した文書かどうか判断できないので、該当する文書であると判断できる開示、最低限、評価の開示を求める。開示された文書が、表彰者でない学生の学業成績原簿の可能性もあるからである。
- (イ) 審査請求の理由の一つ目は、科目名、単位、評価、年度、学期は、教官の職務の遂行に関する情報であり、法5条1号ハに該当し開示すべきである。確かに、諮問庁が再審査とその理由の中で述べている学生の個人に関する情報の側面があることは理解できるが、すべての科目の履修者が少ないわけではなく、これらの情報を開示しても到底個人が識別されるとは思えない。履修者が少ないと思われる専門演習、卒業研究等の科目については、教官名を不開示にすれば個人が識別される恐れはない。よって、諮問庁の主張は失当である。
- (ウ) 審査請求の二つ目は、科目名、単位、評価、年度、学期は、氏名、生年月日、学籍番号等を不開示にすれば、特定の個人を識別することはできず、それらの情報を開示しても当該個人の権利利益を害するおそれがないので、法6条2項の規定を適用して開示すべきである。諮問庁は、再審査とその理由の中で、学習履歴、学習記録は個人の人格と密接に関連する情報であると主張しているが、特定の科目を履修したことが、個人の人格と密接に関連する情報とは思えない。学科必修科目、コース履修プログラムごとに最低必修取得単位数が定められていることから、個人の意思で全く自由に科目を選択して履修できないことから明らかである。また、特定の科目、例えば、〇〇を履修したからといって、到底個人の人格に結びつくとは考えられない。

なお、科目名関連情報（科目名、年度、学期）を不開示にすれば、評価を開示しても個人が識別されるおそれはなく、また、個人の権利利益を害するおそれもなく、評価まで不開示にするのは、行き過ぎである。

これらのことから、諮問庁の主張は失当である。

ウ その他

- (ア) 6月25日の開示実施時に、特定学部の担当者に、表彰対象者を

選定する基になるような文書は存在しないのかを確認したところ、後日一覧表が存在することが判明し、8月25日に追加で開示されたところである。開示決定まで審査請求人に対して問い合わせは全くなく、開示実施時に審査請求人に指摘されて初めて文書を探すのは、情報公開に対する姿勢に疑問を感じざるを得ない。

(イ) 三重大学では、三重大学情報公開・個人情報保護審査委員会規程2条1号により、委員会で情報の開示・不開示の判断の審議、審査等を行うことになっている（三重大学情報公開・個人情報保護審査委員会規程については、別紙2を参照してください。）。委員については、規程3条2号により、特定学部の教官2名が指名されているが、今回の開示請求については、当該教官の情報が含まれている可能性が極めて高く、当該委員が除斥されずに審査に関与していれば、著しく公平性を欠くと思われる。

なお、開示の際に担当者に委員名を確認したが、開示請求すれば当然開示される情報であるにもかかわらず、教示されなかった。このような点においても、情報公開に対する後ろ向きの姿勢が感じられる。

(ウ) 開示文書において、不開示とされている情報が開示されているものがある。例えば、不開示の文字数からコース名が推定される。開示請求件数が少ない事情があるにせよ、他の機関である地方自治体等に比べても、請求に対する対応を含めて極めて杜撰である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の内容

本件審査請求は、令和2年5月25日付けで請求のあった、「特定学部学業優秀学生表彰制度による表彰者の全体及び個々の科目の成績がわかる文書（2015年度～2019年度の特定学科卒業生に限定）」の開示請求（本件開示請求）に対し、三重大学が令和2年6月23日付け三大総第5号において行った一部開示決定（原処分）について、原処分の取消しを求めるというもので、同月29日に受理したものである。

2 本件開示請求から諮問に至る経過

年月日	事項
令和2年5月25日	本件開示請求を受理
同年6月15日～6月19日	三重大学情報公開・個人情報審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて審議、一部開示を決定
同月23日	審査請求人に原処分を通知
同月29日	令和2年6月29日付け原処分に対する審査請

	求を受理
同年 8 月 4 日	審査委員会にて審議，原処分を維持し，情報公開・個人情報保護審査会に諮問すべきと判断，諮問書を承認
同年 9 月 3 日	情報公開・個人情報保護審査会に諮問

3 原処分及びその判断理由

(1) 対象文書について

本件開示請求にある『特定学部学業優秀学生表彰制度による表彰者の全体及び個々の科目の成績がわかる文書（2015年度～2019年度の特定学科卒業生に限定）』については，2015年度～2019年度の特定学科卒業生で学業優秀学生として表彰された学生の「学業成績原簿」を対象法人文書として特定した。

(2) 審査委員会の判断

令和2年6月15日から同月19日にかけて開催した審査委員会で審議した結果，以下のとおり判断した。

ア 不開示とした部分について

審査委員会で検討した結果，開示決定通知書のとおり，所属コース，氏名，生年月日，入学日，学籍番号，履修した科目に関する行（科目名，単位，評価，年度，学期，教員名）及び取得単位数は，法5条1号に該当すると判断した部分を不開示とした。

イ 不開示とした理由について

氏名，生年月日，学籍番号，一部の履修した科目に関する行（科目名，単位，評価，年度，学期，教員名）は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含むもの）であることから，法5条1号に該当すると判断した。

所属コース，入学日，一部を除く履修した科目に関する行（科目名，単位，評価，年度，学期，教員名）は，特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから法5条1号に該当すると判断した。

ウ 原処分の決定について

以上の検討結果を踏まえ，審査委員会で審議を行った結果，不開示情報を除いた部分を開示することを決定し，令和2年6月23日に開示請求者へ通知した。

4 審査請求人の主張及び再審査の内容

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は，上記第2の2（1）のとおり主張する。

(2) 三重大学における再審査とその理由

審査請求を受け、令和2年8月4日に審査委員会を開催して再審査を行った結果、以下のとおり判断した。

審査請求人は、科目名、単位、評価、年度、学期を教官の職務の遂行に関する情報であり開示すべきと主張するが、これらの情報は、教員の職務の遂行である情報という側面と、学生の個人に関する情報であるという側面の両方をもつと考えられる。学生の個人情報という側面からこれらの情報をみると、一部の履修者が少ない科目については、優秀学生に選ばれ表彰されているという事実と照合することで、特定の個人を識別することができることとなる。

次に、審査請求人は、科目名、単位、評価、年度、学期を開示しても当該個人の権利利益を害するおそれがないので、法6条2項の規定を適用し開示すべきであると主張するが、これらを開示することで当該個人が、どの年度、どの学期にいかなる科目を履修し、どのような科目で単位を取得したかといった詳細な学習履歴、学習記録が明らかとなる。こうした詳細な学習履歴、学習記録は個人の人格と密接に関連する情報であって、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではないと考える。以上により、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれると判断した。

(3) 結論

以上の再審査を踏まえ、本開示請求に対する原処分は現時点でなお適法であり、審査請求の趣旨を斟酌してなお、原処分維持が適切であると判断した。よって、原処分を維持し、情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和2年9月4日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月23日 | 審議 |
| ④ | 同月30日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年12月3日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 令和3年2月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「学業成績原簿」であり、処分庁はその一部を法5条1号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、審査請求書の記載によれば、不開示部分のうち、科目名、単位、評価、年度及び学期（以下「本件不開示部分」と

いう。)の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書を不開示とする理由及びその公表状況等について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、「特定学部学業優秀学生表彰制度による表彰者の全体及び個々の科目の成績がわかる文書(2015年度～2019年度の特定学科卒業生に限定)」であるところ、三重大学が例年実施する学業優秀学生表彰は、学生(卒業生・在校生)を対象として、優秀な学業成績や顕著な業績を挙げた者等に対し、学内で選考の上、当該学生を表彰する制度であり、当該表彰は、対象となる(表彰される)学生個人の氏名・所属等に関する個人情報を一般に公表しておらず、また、そのような公表慣行もなく、飽くまで、当該表彰対象者個人を顕彰することを目的としていることから、当該対象となる学生の「学業成績原簿」を特定し、各個人の識別情報及び個人の権利利益を侵害するおそれがある情報については、法5条1号に該当することから、不開示としたものである。

イ 三重大学に所属する学生(卒業生・在校生)の「学業成績原簿」は、学生個人の氏名・生年月日や在籍情報、教科・単位の履修状況とその成績・評価等が記載された文書であり、その文書自体が、学内の一部の関係者を除き、当該学生個人のみが保有・了知する個人固有の情報であり、当然ながら、このような各個人固有の情報が記載された「学業成績原簿」自体及びその記載された情報について、一般に公にすることは一切なく、そのような公表慣行もない。

ウ 本件不開示部分は、「学業成績原簿」に記載された科目名、単位、評価、年度及び学期であるところ、当該情報は、各学生個人が、どの「年度」及び「学期」にどのような「科目名」「単位」を履修し、また、それらがどのような「評価」であったかを示す情報である。これらは、当然ながら、各学生個人のみが保有し了知する固有の学習・在籍に係る個人情報であり、各個人の識別情報であるとともに、これらを公にした場合、学生本人固有の詳細な在籍情報及び学習履歴が本人の同意なしに、どの「年度」のどの「学期」にいかなる「科目」を履修し、どのような「科目」で「単位」を取得し、いかなる「評価」であったかといった内容が、第三者に知れ渡り流通することは極めて不適切であるとともに、個人の権利利益を大きく害するおそれがあるものである。

エ したがって、本件不開示部分は、法5条1号のただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当せず、また、法6条2項の部分開示をする余地もないことから、不開示とするものである。

(2) 以下、検討する

ア 本件対象文書は、三重大学の学業優秀学生表彰を受賞した三重大学特定学部特定学科における2015年度～2019年度の卒業生の学業成績原簿であると認められ、各卒業生の学業成績に係る情報が、各卒業生の氏名等と共に一体として記載されていることから、本件対象文書に記載された情報は、各卒業生に係る学業成績原簿ごとに、一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 諮問庁の説明によると、当該学業優秀学生表彰の対象となる（表彰される）学生個人の氏名・所属等に関する個人情報の公表及び公表慣行はなく、また、本件対象文書である「学業成績原簿」自体の公表及び公表慣行もないとのことである。

ウ そうすると、本件不開示部分は、各卒業生個人の学業成績に係る科目名、単位、評価、年度及び学期であるところ、本件不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する特段の事情も認められない。

エ 次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、本件不開示部分には、各卒業生個人の在籍情報及び学習履歴に関する固有の個人情報に記載されていることが認められ、当該部分が開示された場合、各卒業生個人がどの「年度」のどの「学期」にいかなる「科目」を履修し、どのような「科目」で「単位」を取得し、いかなる「評価」であったかといった内容が、第三者に知れ渡り流通することとなり、通常、他人に知られたくない当該各卒業生の在籍情報及び学業履歴に係る個人情報明らかとなつて、当該各卒業生個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示することはできない。

オ したがって、本件不開示部分は、法5条1号に該当すると認められることから、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当す

るとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 泉本小夜子, 委員 磯部 哲